

四日市市上下水道局告示第44号

四日市市公共下水道接続促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年11月13日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市公共下水道接続促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市公共下水道接続促進補助金交付要綱（平成30年上下水道局告示第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p><u>1 この要綱は、告示の日から施行する。</u></p> <p>（補助対象建築物に関する経過措置）</p> <p><u>2 平成31年3月31日までに第8条に規定する認定を受けた資格認定者は、平成31年4月1日以降に第9条規定する交付申請を提出し、かつ平成31年9月30日までに第16条に規定する実績報告書を提出することができる。</u></p>	

附 則

この要綱は、平成30年11月13日から施行する。

（上下水道局管理部生活排水課）